

令和2年度清算事務計画書
(令和2年2月1日から令和3年1月31日まで)

1. 清算事務（奨学金給付）の概要

前年度に引き続き、定款第4条第1項に従って、日本国民で東京都内の大学に在学している学生で、学業が熱心で人物が優秀かつ健康であるにもかかわらず、経済的理由により修学の継続が困難な者に対して奨学金を給付します。

東京海洋大学海洋工学部の学部及び大学院修士の奨学生については、令和2年4月1日以降は、本会の解散後の残余財産の贈与によって同学部に新設される、同学部三輪正人奨学事業に引き継がれ、奨学金の給付が継続される予定です。

2. 清算事務（奨学金給付）の内容

1) 奨学生の給付対象及び給付金額

令和2年3月まで

学部	1年生	5名（新規）	月額1名当り3万円	計	30万円
学部	2年生	15名（継続）	月額1名当り3万円	計	90万円
学部	3年生	15名（継続）	月額1名当り3万円	計	90万円
学部	4年生	15名（継続）	月額1名当り3万円	計	90万円
修士	1年生	5名（新規）	月額1名当り3万円	計	30万円
修士	2年生	15名（継続）	月額1名当り3万円	計	90万円
合計70名				小計額	420万円

令和2年4月以降

学部	3年生	10名（継続）	月額1名当り3万円	計	300万円
学部	4年生	10名（継続）	月額1名当り3万円	計	300万円
合計20名				小計額	600万円

令和2年3月まで合計70名、令和3年1月まで20名（昨年度70名）

合計額1,020万円（昨年4月から解散時の令和2年1月まで2,100万円）

2) 奨学生の補導

本会と奨学生及び奨学生相互の交流のため、令和元年度の懇話会を令和2年3月の学期末休み中に奨学生選考委員会の主導の下に実施します。

3. その他の清算事務

- 1) 法令に従い、清算事務を適切に遂行します。
- 2) 役員等に役割に応じた適切な報酬を支給します。
- 3) 職員の雇用を進めます。
- 4) 事務作業の円滑化のために、前年度に引き続き事務業務の委託契約を結びます。
- 5) 法律問題に適切に対処するために、前年度に引き続き法律顧問の委託契約を結びます。